

白老町地域公共交通活性化協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、白老町地域公共交通活性化協議会規約(以下「規約」という。)第14条第2項の規定に基づき、白老町地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)の委員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 協議会の委員(以下「協議会委員」という。)の報酬は、日額6,300円(職務従事時間(町外在住者については通勤時間を含む。)が3時間未満の場合にあっては、日額の1/2に相当する額。)とする。ただし、協議会委員のうち行政機関の職員、その他申し出のあった者については、支給しない。

(費用弁償)

第3条 協議会委員が協議会の会議に出席したときは、費用弁償を支給する、ただし、行政機関の職員、その他申し出のあった者については、支給しない。

2 協議会委員が協議会の職務を行うために、町外に出張したときは、費用弁償を支給する。

3 前2項の規定は、規約第4条第2項に規定する者についても適用する。

(費用弁償の額)

第4条 協議会委員に支給する費用弁償は、白老町職員の旅費に関する条例(昭和26年3月26日条例第10号。)の規定を準用する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年5月17日から施行する。